

連携・共同事業に係る進捗状況

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況	
1	総務省、経済産業省、国土交通省	共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化(北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)を活用したポータルサイトの在り方の検討)	○国・道・市町村がそれぞれ検討推進している電子申請手続等の窓口を北海道地域として一本化するなど、共通ポータルサイトの在り方を検討していく。	<p>(これまでの実績) 平成17年9月～</p> <p>平成18年3月</p> <p>(今後の予定)</p>	<p>・道において、共通ポータルサイトの在り方に関する基本的な考え方を整理し、「北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)」の場での検討を行った。</p> <p>・「北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)」において、共通ポータルサイトの開設に係る方策を取りまとめた。</p> <p>・本件について、平成18年3月をもって検討結果を取りまとめ検討を終了したが、必要に応じて引き続き連携を図っていく。</p>
2	法務省・財務省・厚生労働省	CIQ業務への地方公共団体職員派遣	<p>○チャーター便等への対応については、本局及び近隣出張所からの応援派遣、成田空港支局に置かれている審査遊撃班の活用、台湾・韓国におけるプレクリアランスの実施等により迅速かつ円滑な審査に努めてきたが、更なる対応については、バイオメトリクスを活用した新たな出入国審査体制の導入など制度上の見直しに加えて、地方公共団体の職員を活用する方策について、関係機関ともよく協議しながら真摯に検討していく。</p> <p>地方公共団体職員の活用方策等については、平成17年8月22日に道と協議を行ったところであり、相互の連携を強化するため道等の職員を行政実務研修員として札幌入国管理局に受け入れるなど具体的な方策について今後も引き続き協議を重ねていく。</p> <p>○国際チャーター便については、近隣税関官署等からの職員の応援体制により要望に沿った適切な対応をしているところであるが、更なる対応については、関係機関とよく協議をしたうえで真摯に検討を行っていく。</p> <p>○現在、国際チャーター便の検疫については、近隣の検疫所から職員を派遣し、要望に沿った対応を行っているところであるが、今後とも、「国際旅客便関係機関連絡会議」の活用などにより、空港におけるCIQ業務の円滑かつ迅速な実施を図っていく。</p> <p>また、国際チャーター便が今後大幅に増加するような場合であっても、行政需要に応じた適切な対応ができるよう努めることとしている。</p>	<p>(これまでの実績) 平成17年12月19日</p> <p>平成18年4月～</p> <p>平成18年6月8日</p> <p>(今後の予定)</p>	<p>・CIQ関係省庁及び道内空港関係者による「国際旅客便関係機関連絡会議」が開催され、CIQ業務の円滑化のため、北海道内のチャーター便対応、空港施設の整備状況、各種要望事項等について意見交換を実施。</p> <p>・行政実務研修員として北海道、帯広市及び旭川市の職員各1名を札幌入国管理局に受入れ、研修を実施。</p> <p>・旭川空港を、出入国港、税関空港、検疫飛行場に指定。</p> <p>・地方公共団体職員の活用方策について、今後も引き続き協議を重ねていく。</p> <p>・税関業務、検疫業務について、今後も「国際旅客便関係機関連絡会議」(年度内開催予定)等を通じ、意見交換を実施していく。</p>

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況	
3	財務省	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	<p>○道提案については、費用対効果等の観点から実現は困難であるが、以下の取組を行っていく。</p> <p>これまで、納税者のより一層の負担軽減を図る観点から①届出書の3税統一様式化によるワンライティング策、②申告情報等の磁気テープ提供によるデータの共有化策を行ってきたが、引き続き既の実施している国から道へのデータ提供について、より一層の連携を図っていくため、お互いに情報交換を行っていく。</p>	(これまでの実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・国から道への申告情報等の磁気テープによる提供については、平成18年3月からその内容を拡充し、従来の単体法人の申告情報等に加え、連結法人の申告情報等を提供することとした。
				(今後の予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、既の実施している届出書の3税統一様式化によるワンライティング策及び申告情報等の磁気テープによるデータの共有化策等について、より一層の連携を図っていくため、お互いに情報交換を行っていく。

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況	
4	財務省	税務に関する相談や広報事業の共同実施	<p>I「税務相談」について 確定申告期においては、現在でも3税協力の一環として3税協議会等において協議の上、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組を実施しているところであり、納税者利便と行政効率向上の観点から、更なる協力について積極的に検討していく。</p> <p>II「広報活動」について 1「広報」について (1) TV番組の作成(税専門の番組) 北海道として新たにTV番組を作成する場合には、必要な税情報を提供することとしていく。 (2) 広報紙の定期発行 北海道として新たに広報紙を発行する場合には、必要な税情報の記事提供について協力していく。 (3) 3税のホームページの開設 重点的にPRすべき事項がある場合には、お互いのホームページ上に掲載する等、相互に閲覧可能な状況となるよう情報交換を行っていく。</p> <p>2 ポスター展や作文コンクール等の実施 ポスターや作文の募集については、既に租税教育推進協議会において支援活動を行っているところであり、今後も、更なる応募の充実と効果的な実施に向けて、お互いに情報交換していく。 (注) 租税教育推進協議会の主な構成員・・・札幌国税局、北海道、市町村及び道・市町村の教育関係機関</p> <p>3 小中高に対する教材(あるいは講師)の提供 わが国の次代を担う児童・生徒に対し、租税の意義や役割を正しく理解してもらい租税教育は重要である。そこで、次のとおり租税教育推進のための諸施策について、租税教育推進協議会を中心に進めているところであり、更なる連携等を図っていく。 (1) 中学生向けの租税教育用副教材については、全道版を北海道租税教育推進協議会として作成しているところであり、今後とも協力して行っていく。 (2) 国税及び地方税職員が講師となって行う租税教室の開催に努めているが、租税教室の更なる充実にあたっては、講師派遣に関し北海道及び市町村職員の一層の協力が必要となることから、更なる連携・協調に向け検討を行っていく。</p>	<p>(これまでの実績) 平成17年9月30日</p> <p>平成17年10月～</p> <p>平成17年10月4日</p> <p>平成17年10月21日</p> <p>平成17年10月5日及び11月9日</p> <p>平成18年3月31日</p> <p>(今後の予定)</p>	<p>・北海道租税教育推進協議会運営委員会において、北海道から租税教室の講師派遣に対する積極的な参画についての提案を行う。</p> <p>・国と北海道において、租税教育の推進に向けた講師派遣等の具体的な取組について検討する。</p> <p>・北海道税務課から北海道の出先機関である各支庁及び道税事務所に対し、租税教室への講師派遣について、積極的に取り組むよう文書により通知される。</p> <p>・北海道市町村課から各市町村に対し、租税教室への講師派遣についての協力要請の文書が各支庁を通じて通知される。</p> <p>・札幌国税局から税務署に対し、地方税当局と一体となった租税教育(特に地方税職員の租税教室への講師派遣の促進を主眼とした)の充実に努めるよう指示を行う。</p> <p>これらを受けて各税務署では、次のような施策に取り組むことにより、地方税職員の租税教室への講師派遣がより一層実施されるよう、地方税当局との更なる連携・協調を進めている。</p> <p>1 地方税職員の租税教室への講師派遣についての積極的な実施について、市町村単位の租税教育推進協議会及び地区税務協議会での議題提案 2 税務署が行う講師養成研修への地方税職員の参加促進 3 国税職員が講師となっている租税教室への聴講 4 地方税職員による租税教室実施時の当局側職員講師の同席 など</p> <p>・これらの取組の結果、地方税職員の租税教室への講師派遣回数(平成17年度において91回(前年度49回))と増加した。</p> <p>・国 各税務署において、引き続き前記の施策に取り組み、講師派遣がより一層実施されるようにする等地方税当局との更なる連携・協調に努めていく。</p> <p>・北海道 出先機関である各支庁及び道税事務所に対して、引き続き講師派遣について積極的に取り組むよう会議等の機会を捉えて要請を行う。</p>

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況	
5	厚生労働省	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	<p>○北海道厚生局と道との連携・共同をより一層深め、事務効率の向上を図るとともに、道民にとってわかりやすい事務を遂行していく。</p> <p>・北海道厚生局が行う「北海道ブロック臨床研修制度協議会」と道が行う「北海道臨床研修病院等連絡協議会」の一元化を図ることで、事務局側の事務作業の効率化と、参加する医療機関の利便向上を図る。</p> <p>・学生向けの臨床研修病院説明会の開催や指導医講習会の開催、また実体把握のための現状調査などを協力して進めることで、道内臨床研修体制の一層の充実強化を図る。</p>	<p>(これまでの実績) 平成17年11月14日</p> <p>平成18年2月及び4月</p> <p>(今後の予定)</p>	<p>・北海道臨床研修病院等連絡協議会及び北海道ブロック臨床研修制度協議会を合同で開催。(議題 平成18年度マッチング結果等)</p> <p>・学生向けの臨床研修病院説明会を開催。(北海道臨床研修病院等連絡協議会主催、北海道厚生局が協力)</p> <p>・北海道臨床研修病院等連絡協議会及び北海道ブロック臨床研修制度協議会を合同で開催予定。(議題 平成19年度マッチング結果)</p>
6	厚生労働省、経済産業省	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	<p>【連携・共同プログラム関係】</p> <p>・平成18年3月29日、北海道労働局、北海道経済産業局及び北海道で「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」を策定。</p> <p>【ジョブカフェ関係】</p> <p>・「ジョブカフェ北海道」等を活用した連携・共同事業に向けたプログラムの作成。</p>	<p>(これまでの実績) 平成17年10月～平成18年2月</p> <p>平成18年3月29日</p> <p>平成18年4月～</p> <p>(今後の予定) 平成18年11月以降</p> <p>(これまでの実績) 平成16年7月～</p> <p>平成17年5月</p> <p>(今後の予定)</p>	<p>【連携・共同プログラム関係】</p> <p>・北海道労働局、北海道経済産業局及び北海道により、「雇用創出に向けた連携・共同プログラム」について議論、調整。</p> <p>・「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」、「連携・共同プログラムに係る18年度の取組」を策定。</p> <p>・「連携・共同プログラムに係る18年度の取組」の実施。</p> <p>・「連携・共同プログラムに係る18年度の取組」の進捗状況を把握し、「平成19年度の取組」策定に向けた検討。</p> <p>【ジョブカフェ関係】</p> <p>・北海道庁、厚生労働省、経済産業省の密接な連携のもと、若年者の就業対策の連携・共同事業として、ジョブカフェ事業を開始。</p> <p>・「地方版若者・自立挑戦戦略会議」を開催し、関係機関が一層連携・協力を強めていくことを確認。</p> <p>・「ジョブカフェ北海道」等で蓄積してきた就職支援の成果・ノウハウを活用した事業について、北海道庁と北海道経済産業局とが連携・共同のもと、これまでの取組や北海道庁の要望を整理し、その実現に向けて検討。平成17年8月に第1次案を作成し、その後、議論を進め、11月に第2次案を、平成18年3月に第3次案をとりまとめたところ。</p> <p>・年内に最終案をとりまとめ、検討を進めてきた「ジョブカフェ北海道」等の成果・ノウハウを活用した事業の実現に向けて、必要となる準備を今年度中に実施する。</p>

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況	
7	厚生労働省	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	○道からU・Iターン就職希望者の情報を得て、道内求人企業に対し、情報提供等を行うなど、道と連携した職業紹介事業を行っていく。なお、これは、北海道労働局、北海道経済産業局及び北海道が共同で策定した「連携・共同プログラムに係る18年度の実績」にも位置づけられている。	<p>(これまでの実績)</p> <p>平成17年10月</p> <p>平成17年12月～</p> <p>平成18年3月</p> <p>平成18年4月～</p> <p>(今後の予定)</p> <p>平成18年11月以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道労働局と道庁の担当者による「道州制特区」関係担当者打合せ会議を開催し、既存の取組や道の要望の整理を行いつつ検討。 ・情報提供等の具体的な連携内容、連携の強化方法、新たに連携可能な事項等について検討。 ・北海道労働局、北海道経済産業局及び道庁の部局長による「連携共同推進会議」を開催し、各種情報の提供・共有、雇用の受け皿づくり、就業支援等を内容とする「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」を策定。 ・同プログラムに基づき、「連携・共同プログラムに係る18年度の実績」を策定。 ・「連携・共同プログラムに係る18年度の実績」に基づいて、各種連携・共同事業を実施。 ・「連携・共同プログラムに係る18年度の実績」の進捗状況を把握し、「平成19年度の実績」策定に向けた検討。

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況
8	農林水産省	国有林と民有林が一体となった森林づくり	<p>林政連絡会議を国(北海道森林管理局)と道(水産林務部)が共同で設置しており、同会議において以下の内容を実施していく。</p> <p>○ 森林機能の向上に係る検討の実施 国土の保全、水源のかん養などの公益的機能が低下した森林の再生について、その機能の向上を目的として、機能の発揮状況の実態調査や機能向上のための森林整備の手法の検討などを国(北海道森林管理局)と道(水産林務部)が連携して行い、機能向上を図る取組を一体となって進める。</p> <p>○ 災害復旧計画についての連絡調整 国有林・民有林が混在する流域に於いて発生した山地災害に係る復旧計画等(下記の項目)について、国(北海道森林管理局)と道(水産林務部)とで連絡調整を行う。 ・一体とした効率的な復旧計画の作成 ・一体とした迅速な復旧対応(応急対策を含む) ・復旧工事の実施にあたっての相互の調整 ・地域住民等への説明会の開催 ・情報の共有</p> <p>○ 森林の観光資源化に向けた取組 森林を観光資源として活用するため、現在道有林をモデルとして、各地域の特徴を活かした観光資源となる森林・景観のポイントなどを記載した、「みどころマップ」の作成を進めているが、今後、隣接する国有林のみどころの選定やマップの作成、景観づくりという観点からの森林整備のあり方の検討などを、国(北海道森林管理局)と道(水産林務部)が共同で実施し、森林の観光資源としての活用促進について一体となった取組を進める。</p>	<p>(これまでの実績)</p> <p>平成13年 平成14年2月 平成14年～平成17年4月 平成17年5月 平成17年8月 平成17年11月 平成18年2月 平成18年5月 平成18年6月 平成18年7月 (今後の予定) 平成18年8月～ 平成18年10月 平成19年2月～3月 平成19年4月～</p> <p>・林政連絡会議の実施。(「北海道森林づくりに関する覚書」について打ち合わせ)</p> <p>・「北海道森林づくりに関する覚書」の締結。</p> <p>・「北海道森林づくりに関する覚書」に基づき各種取組を実施。(北海道の提案に係る検討調書(17年5月内閣府へ提出)参照)</p> <p>・17年度第1回林政連絡会議の実施。(北海道、北海道森林管理局それぞれの当年度予定事業等について情報提供、意見交換)</p> <p>・17年度第2回林政連絡会議の実施。(「北海道森林づくりに関する覚書」に基づくこれまでの取組について検討)</p> <p>・17年度第3回林政連絡会議の実施。 ①森林機能の評価基準と機能向上に関する検討、市町村と森林管理署との森林整備協定の締結促進について検討を開始。 ②災害復旧計画についての連絡調整で提案されている事項を、治山事業についての国と道の連絡調整の場である「治山事業連絡調整会議」において協議することとし、同会議を災害等の状況に応じて適宜開催することを確認。 ③国有林、民有林が一体となった森林の観光資源化に向けた取組について情報交換、検討を開始。</p> <p>・17年度第4回林政連絡会議の実施。 (第3回林政連絡会議の議題①についてこれまでの取組と今後の取組の考え方について取りまとめ)</p> <p>・18年度第1回林政連絡会議の実施。 第3回林政連絡会議の議題①について、森林機能評価基準に係る取組方法について調整。 同議題③については、「みどころ」箇所の「森林」を観光資源としてどう利用し、整備すべきかなど様々な角度で検討するためのエージェントツアーを計画。</p> <p>・同議題③第1回エージェントツアー((株)JTB北海道など9社)を実施。(場所:北海道中川郡美深町、名寄市)</p> <p>・同議題①森林機能向上に係る検討会を国有林のフィールドで実施。</p> <p>・同議題③について「みどころ」の発掘。</p> <p>・同議題③ 第2回エージェントツアーを実施予定。(場所:道東(釧路市、厚岸町、浜中町など))</p> <p>・同議題③について「みどころ」の取りまとめ。</p> <p>・同議題③についてマップ・観光ルート等の作成、景観に配慮した森林整備の検討。</p>

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況
9	農林水産省	農作物被害調査の共同実施	<p>○北海道農政事務所統計部と道、市町村等の連携による農作物被害調査の共同実施。</p> <p>①農作物の被害状況の早期把握に向けた連携体制の構築 ②被害発生直後における被害状況等の情報の交換・共有化 ③被害面積や被害量の把握、被害単価の設定など調査方法についての情報の交換・共有化 ④適切な役割分担に基づく被害調査の効率的かつ的確な実施 ⑤被害調査結果に係る情報の交換・共有化</p>	<p>(これまでの実績) 平成18年1月～</p> <p>平成18年2月～3月</p> <p>平成18年4月～6月</p> <p>平成18年8月2日</p> <p>(今後の予定) 平成18年8月</p> <p>・左記③について、農作物被害調査の要領等を相互確認。併せて、情報交換。 ・「農作物被害調査の共同実施」に向けた取組について、道からの提案事項を検討し整理。 ・左記①の構築に向け「農作物被害調査連携会議(仮称)」を開催するための打合せを開催。 ・「第1回農作物被害調査連携会議」を開催。 ・「第2回農作物被害調査連携会議」を開催予定。左記②、③、④及び⑤の実現に向けた具体的な方法等を検討。</p>
10	農林水産省	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	<p>○国が進めている施策及び道が取り組んでいる施策を総合的・一体的に推進していく。 ・道の駅等の拠点を活かした情報発信活動 ・イベント等の共同開催</p> <p>○道と関係団体などとの連携強化 ・道、農業団体、道農政事務所等で構成される農業農村ふれあいネットワークに開発局及び統計・情報事務所(現在の農政事務所に統合)も参加することにより、連携を一層強化していく。</p>	<p>(これまでの実績) 平成17年9月～平成18年3月</p> <p>平成18年5月～6月</p> <p>(今後の予定) 平成18年9月</p> <p>平成18年9月～</p> <p>・交流に関する連携活動に向けた検討。 関係機関(道、JA道中央会、北海道開発局、北海道農政事務所、北海道統計・情報事務所(現在の農政事務所に統合))を構成員とする連絡会議を3月17日に設置。 ・連携の実施。 「農業・農村ふれあいネットワーク」幹事会(5月15日)及び定期総会(6月13日)において、関係機関の参加を議案として提出。 ・「田舎体験in赤レンガ(仮)」(9月30日)でパネル展示など連携して実施予定。 ・第2回連絡会議を開催予定。(連携方策の協議等)</p>

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況	
11	農林水産省	新食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	<p>○平成16年から実施している米政策改革においては、関係機関で構成された地域水田農業推進協議会において、地域の実状を反映した地域水田農業ビジョンを作成し、その実現に向けて一体的に取り組むとともに、その取組の一環として米の生産調整を実施しているところである。</p> <p>北海道においては、当該協議会等を通じ道と北海道農政事務所が連携を図っているところであるが、支所段階の業務の円滑な連携に資するため、業務連絡会(仮称)を設置することにより、双方の有機的な連携を強化し、水田農業の構造改革の推進を図っていく。</p>	<p>(これまでの実績) 平成17年9月</p> <p>平成17年10月</p> <p>平成17年12月</p> <p>平成18年1月</p> <p>平成18年3月</p> <p>平成18年6月</p> <p>平成18年7月</p> <p>(今後の予定) 平成18年10月～11月</p>	<p>・主産地(上川、空知、石狩等)での設立に向け道と北海道農政事務所による内容検討。</p> <p>①業務連絡会(仮称)の役割 ②道支庁と農政事務所地域課の連絡調整窓口部署の設置 ③道支庁と農政事務所地域課の管轄区域の違いによる連携方法 ④主産地以外の地域(十勝、日高、網走等)の対応方法</p> <p>・道支庁と農政事務所地域課による業務連絡会(仮称)設立に向けた検討。</p> <p>・第1回米政策業務連携会議を地域(上川支庁)で開催。</p> <p>・第1回業務連絡会議を地域(石狩支庁)で開催。 ・第1回米政策業務連携会議を地域(日高・胆振支庁)で開催。</p> <p>・第2回業務連絡会議を地域(石狩支庁)で開催。</p> <p>・第3回業務連絡会議を地域(石狩支庁)で開催。</p> <p>・第2回米政策業務連携会議を地域(上川支庁)で開催。</p> <p>・第3回米政策業務連携会議を地域(上川支庁)で開催。</p>

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況
12	農林水産省	道内における食育推進活動の共同実施	<p>①食育に関する取組について情報の共有化を図るなど緊密な連携を図っていく。 →具体的には道内で実施する食育に関するイベント等の情報の共有化、関係者への周知作業の相互協力。</p> <p>②広域な北海道における食事バランスガイドの普及・啓発活動の相互協力。</p> <p>③道が「食の安全・安心条例」に基づき取り組む食育推進行動計画の策定・推進への相互協力・支援。</p> <p>④地域における食育推進活動の情報の共有化と支援活動。</p>	<p>(これまでの実績) 平成17年4月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する取組についての情報の共有化をその都度図っており、関係者への周知等相互協力している。 ・十勝、網走、宗谷、後志、胆振支庁などにおいて進められている、食育推進協議会の発足に向けた取組への農政事務所地域課による情報提供や支援・協力が行われているところ。今後もすべての地域においての実現を目指して支援・協力や道段階、地域段階での情報提供などを行っていく。 <p>平成17年7月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食事バランスガイドブロック説明会」の10月20日開催に当たり、道保健福祉部及び農政部と連携し関係団体等への周知・募集を行い約430名の参加者を得て実施した。説明会以降も食事バランスガイドのポスター、リーフレット等啓発資材の配付に当たり、道と連携しつつ効果的かつ効率的な配付に努めている。 <p>平成17年12月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道における食育推進行動計画の策定・公表段階から情報交換・協議を行っている。(12月21日に実施) <p>平成18年1月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食を考える月間」行事として「食品安全フォーラムin ちとせ」を共催で開催。 <p>平成18年2月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網走支庁における「網走管内食育推進実行委員会」設立に地域第七課から実行委員として参加。 ・上川支庁における「上川北部食育情報連絡会」を地域第十課と保健福祉事務所、農業改良普及センター等が連携しつつ設立。 ・食育のイベント「大地に響け ウインターセッション」を旭川市、富良野市の2会場で地域第四課が上川保健福祉事務所と連携しつつ開催。 <p>平成18年3月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域第六課が「十勝食育総合推進会議拡大会議」に参加。 <p>平成18年4月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農政事務所消費生活課において「食品安全連絡会議」(構成団体:農政事務所、厚生局、北海道など)の第6回幹事会を開催し、食育関連の情報交換等を行った。 ・上川支庁における「上川北部食育情報連絡会」(構成団体は地域第十課、保健福祉事務所、農業改良普及センター等)の18年度第1回通常会議を開催。 ・地域第七課が網走管内食育推進実行委員会委員として「網走管内地域教育フォーラム」に参加。 <p>平成18年5月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道農政部と「にっぽん食育推進事業」及び「食育月間」の取組について打ち合わせ。(5月10日、5月18日の2回開催) ・「北のめぐみ愛食運動道民会議(事務局:北海道農政部)」において、食育に関する17年度事業実績及び18年度事業計画について情報交換。(5月30日に実施) <p>平成18年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域第七課が網走管内食育推進実行委員会に委員として参加。(6月6日) ・地域第五課が「北のめぐみ愛食フェア2006inくしろ」(釧路支庁後援)において、食事バランスガイドの普及啓発活動を実施。(6月24日～25日) ・地域第二課が渡島管内食育推進実行委員会に委員として参加。(6月29日) <p>(今後の予定) 平成18年8月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北のめぐみ愛食運動道民会議(事務局:北海道農政部)」の食育部会へ出席し情報交換。(8月予定) ・(独)農畜産業振興機構と北海道農政事務所が共催する「食育セミナー」(10月開催予定)への協力要請。

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況	
15	経済産業省	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	<p>(IT)</p> <p>○北海道IT経営応援隊と連携した中小企業のIT利活用の促進及びIT産業の振興。</p> <p>○北海道情報産業クラスターフォーラムと連携したIT産業の振興。</p> <p>(バイオ)</p> <p>○バイオ産業行政協働会議(C7北海道)の活用など国と道の密接な連携によるバイオ産業クラスターの創出。</p>	<p>(これまでの実績)</p> <p>平成18年2月</p> <p>平成17年8月</p> <p>平成17年9月</p> <p>(今後の予定)</p> <p>時期未定</p> <p>時期未定</p> <p>平成18年9月</p> <p>平成18年11月</p>	<p>(IT)</p> <p>・経営革新チャレンジセミナーの開催。</p> <p>・中小企業のIT利活用促進とIT企業の販路拡大を目的としたセミナー、ビジネス交流会。</p> <p>(バイオ)</p> <p>・施策紹介冊子『必見！「バイオビジネス支援策」アラカルト』の改訂。</p> <p>・バイोजパン2005(横浜)出展。</p> <p>・IT・バイオ産業クラスターについて、引き続き道庁と連携・共同し、以下の事業を含む各種事業に取り組んでいく。</p> <p>(IT)</p> <p>・IT産業経営力強化支援事業。</p> <p>・経営力強化のためのセミナー等。</p> <p>・経営革新チャレンジセミナー。</p> <p>(バイオ)</p> <p>・バイोजパン2006(大阪)出展。</p> <p>・道内バイオ企業と本州メーカーとのビジネスマッチング(首都圏)の開催。</p>
16	国土交通省	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	<p>○モデル地区を選定し、国と道・市町村等から構成される地域道路防災連絡協議会で、除雪機械の無償貸与の方法、連携体制の確認、除排雪の優先路線選定、緊急時の雪捨場確保、体制発動基準等の相互支援方法を事前に検討する。</p> <p>○モデル地区を対象に、大雪を想定した国と道・市町村等による共同訓練を行い、相互支援方法の課題整理と体制強化検討を行う。</p> <p>○モデル地区での検討から得られた知見を整理して全道展開を図っていく。</p>	<p>(これまでの実績)</p> <p>平成16年10月</p> <p>平成17年3月</p> <p>平成17年9月頃～</p> <p>平成17年12月</p> <p>平成18年3月</p> <p>(今後の予定)</p> <p>平成18年8月頃～</p> <p>平成18年11月頃</p> <p>平成19年度以降</p>	<p>・北見市を先進モデル地区として、国・道・北見市で勉強会を設立。</p> <p>・異常気象時における除排雪体制の現状把握・整理。</p> <p>・モデル地区の選定。</p> <p>・協議会によるモデル地区での検討。(除雪機械無償貸与方法、連携体制確認、優先路線選定、緊急時雪捨場確保、体制発動基準検討等)</p> <p>・先進モデル地区(北見市)での共同訓練。(ロールプレイング方式)</p> <p>・共同訓練等による課題整理と改善検討。</p> <p>・モデル地区の追加選定。</p> <p>・協議会によるモデル地区での検討。(除雪機械無償貸与方法、連携体制確認、優先路線選定、緊急時雪捨場確保、体制発動基準検討等)</p> <p>・モデル地区での共同訓練。(課題整理と改善検討)</p> <p>・全道展開を図る。</p>

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況	
17	国土交通省	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	○道と国の気象情報や道路の通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムづくりに取り組んでいく。	<p>(これまでの実績) 平成17年3月22日</p> <p>平成17年度</p> <p>(今後の予定)</p>	<p>・現地動画情報などをリアルタイムで共有する「防災情報共有システム」の運用を開始。(道は、観測情報の土木現業所への接続、道路情報を「防災情報共有システム」に組み込むためのシステム整備等を実施中)</p> <p>・道は、観測情報の土木現業所への接続を完了。また、「防災情報共有システム」に東日本高速道路及び17市町村が新たに参加。(参加市町村数は市町村合併を考慮すると、H17年度末で40市町村)</p> <p>※防災情報共有システム 北海道開発局が所有する河川、道路等の公共施設管理用光ファイバ網を活用して、防災に関する情報を関係機関と共有するシステム。光ファイバ網に接続された各防災関係機関からの画像、データを確認することができる。</p> <p>※防災関係機関(H17年度末現在) 北海道開発局・札幌管区気象台・道のほか、北海道警察と道内40市町村。</p> <p>・提供情報の拡大。(北海道の道路情報についてはH18年度に、東日本高速道路の道路情報については調整中) ・参加機関を拡大。(JR北海道と調整中) ・参加市町村を拡大。</p>
18	国土交通省、内閣府、総務省	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	<p>①国の設置する非常災害現地対策本部と道の設置する災害対策本部は合同会議を設置し、他の災害時においても北海道と北海道開発局はそれぞれの情報を相互に提供することにより、情報の共有化を図る。</p> <p>②各機関の保有する防災ヘリ等の各種防災対策装備の一体的運用を図る。</p> <p>《想定事例》 ・人命救助、災害情報収集のための防災ヘリの効果的活用→道ヘリ(はまなす)、開発局ヘリ(ほっかい) ・開発局所有の「災害対策本部車」、「情報収集車」の活用による迅速な現地対策の実施 ・通信車両の効率的運用による災害情報の収集・対策→道(衛星車載車たんちょう)、開発局(衛星通信車)</p> <p>以上のとおり、道の設置する災害対策本部に国の機関が加わることで、被害情報や災害対応情報の共有・一元化を図るとともに、各機関が有する各種防災対策装備を災害時等に一体的運用することで、より迅速かつ効果的な災害対策の実現を図っていく。</p>	<p>(これまでの実績)</p> <p>(今後の予定)</p>	<p>①について、従来、国と道は連携を密にしながら災害対策を実施してきており、平成12年の有珠山噴火の際は、左記体制のもとで円滑な災害対策に努めたところ。</p> <p>②について、これまでも、道からの要請で出水時に排水ポンプ車等の防災装備を出動させてきたところ。</p> <p>①について、今後も、一層緊密な連携(災害対策本部が設置された場合、連絡要員を配置)のもと、的確な防災体制がとれるよう努めていく。</p> <p>②について、左記の体制のもとで緊密な連携のもと防災体制が取られることにより、防災対策装備の一体的な運用は十分に可能であり、引き続き推進していく。</p>

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況	
19	国土交通省	道路管理者が連携した案内標識の整備	<p>○道路管理者により都市内散策型の歩行者系モデル地区を選定する。</p> <p>○モデル地区について、道路管理者である国、道、市町村と地元観光協会等で構成した協議会を設立し、歩行者動線や統一的な表示内容等を検討するとともに、地域や道路利用者の声を聞きながら誘導すべき観光地を選定する。</p> <p>○ピクトグラムの活用等を図りながら案内標識計画を策定する。</p> <p>○モデル地区において計画を試行し、歩行者等を対象としたアンケート調査等による評価を行う。</p> <p>○計画評価に基づき順次整備を進めていく。</p>	<p>(これまでの実績) 平成17年9月頃～</p> <p>平成17年11月</p> <p>平成17年12月</p> <p>平成18年3月</p> <p>平成18年6月</p> <p>(今後の予定) 平成18年8月</p> <p>平成18年9～10月</p> <p>平成18年度内</p> <p>平成19年度以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者によるモデル地区の検討。 ・モデル地区を小樽に決定。 ・小樽案内標識整備協議会設立。(第1回) ・小樽案内標識整備協議会開催。(第2回) 配置計画(ルート、設置箇所等)、表示内容等を検討し、試行計画(案)を策定 ・小樽案内標識整備協議会開催。(第3回) 模型シミュレーション等により試行実施計画、試行評価方法(案)を策定 ・モデル地区「中央通り」で試験設置予定。 ・利用状況調査、ヒアリング調査実施予定。 ・試行結果の確認、計画内容の見直し等を行う予定。 ・小樽地区での本格実施予定。 ・他の地区への拡大を検討、実施予定。
20	国土交通省	ビジット・ジャパン・キャンペーンに関する連携	<p>○地方連携事業の事業方針についての事前の情報提供や事業選定・選択の仕組みづくりの検討していく。</p>	<p>(これまでの実績) 平成17年7月11日</p> <p>平成17年12月</p> <p>平成18年2月</p> <p>(今後の予定) 平成18年12月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議開催(北海道運輸局・道経済部観光くにつくり推進室) VJC地方連携事業の実施にあたり、事前の情報提供や事業選定・選択について、道と共同で行う体制づくりについて検討。 ・道担当者との打ち合わせ会議開催 18年度事業の募集方法について ・道担当者との打ち合わせ会議開催 18年度事業の選定について ・仕組みを活かして、更に連携強化に努めてまいりたい。 ・道庁担当者との打ち合わせ会議を開催予定。

NO	関係府省	提案の内容	連携・共同事業の具体的内容	進捗状況	
21	環境省	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	<p>○環境省回答「巡視区域が重複する箇所について、相互に得た情報の共有については有益であるので今後必要な連携を図っていきたい。」を踏まえた、連携の具体的な実施内容・日程は、北海道担当部局と現在調整中である。</p> <p>なお、現在調整中の事項は以下のとおり。</p> <p>①巡視区域が重複する箇所の相互に得た情報の共有について連絡体制(担当者間の定期的な情報交換等)の整備</p> <p>②北海道庁、北海道地方環境事務所及び釧路自然環境事務所間の情報交換を目的とした会議等を活用した意見交換・協議等</p>	(これまでの実績)	<p>・北海道庁担当者(自然環境課ふれあいグループ)並びに北海道地方環境事務所及び釧路自然環境事務所担当者(野生生物課)の間で情報を共有化する手法を検討し、平成18年2月の北海道との会議の場で、国指定鳥獣保護区の管理員と道の監視員が違反や事故等の情報交換を行うなどの連携・協力をしていくことが決まった。</p>
				(今後の予定)	<p>・今年度の取組について来年2月頃予定の北海道との情報交換の会議の場でレビューを行うとともに、今後の具体的な取組方法を検討・協議していく。</p>